

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和 8 年10月 2 日

皇宮警察本部教養厚生課長 平 真人

記

1 公募に付する事項

皇宮警察本部関係施設における自動販売機（飲料・食品）の設置経営

2 使用許可期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで（5 年間）

3 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他、経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者でないこと。また、公募説明書に示す誓約書を提出できる者であること。
- (10) 公募要領の要件及び参加資格を全て満たしている者であること。

4 公募説明書の交付期間等

- (1) 期 間 令和 8 年10月 2 日（金）から令和 8 年10月15日（木）まで
9 時から12時まで及び13時から16時まで（土・日・祝日を除く。）
- (2) 場 所 下記 7 に同じ。

5 説明会を行う日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年10月16日（金）14時00分
- (2) 場 所 東京都千代田区千代田 1 番 3 号 皇宮警察本部 厚生棟
- (3) 参加受付 本説明会への参加を希望するものは、必ず10月15日（木）12時までに下記 7 の連絡先に電子メールで送信すること。詳細は公募要領による。

6 応募書類の提出先及び期限

- (1) 提 出 先 下記 7 に同じ。
- (2) 期 限 令和 8 年11月 6 日（金）16時まで（郵送の場合は書留扱い、期限必着とする。）
- (3) そ の 他 参加に必要な資格を有しない者の応募書類及び虚偽記載があった応募書類は、無効とする。

7 連絡先

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1 番 3 号
皇宮警察本部教養厚生課 厚生第一係
電話 03-3231-3115（内線2764） 電子メール kigh1501@npa.go.jp

公 募 要 領

1 概要

東京都千代田区、港区及び京都府京都市上京区に所在する皇宮警察本部の関係施設において、皇宮警察本部に勤務する職員等の福利厚生に資することを主たる目的とした自動販売機（飲料・食品）の設置経営を行う業者を募集する。

2 経営規模

皇居内（東京都千代田区千代田 1 番）、赤坂御用地内（東京都港区元赤坂 2 丁目 1 番）及び京都御苑内（京都府京都市上京区京都御苑 438 番地 1）における飲料自動販売機 12 台及び食品自動販売機 4 台

3 使用許可期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。ただし、使用状況が良好であり、かつ、選定時に提示した提出書類の内容を下回らない場合には、必要に応じ、一度に限り 5 年を限度として更新することができる。

※ 期間中、新庁舎整備に伴い皇居内自動販売機（飲料・食品各 1 台）の移設を予定。（詳細は仕様書による。）

4 説明会

(1) 日時

令和 8 年 10 月 16 日（金）14 時 00 分

(2) 場所

皇宮警察本部 厚生棟

(3) 参加人員等

1 業者 2 名までとし、令和 8 年 10 月 15 日（木）12 時までに、会社名、氏名、自宅住所及び年齢を記載したものを下記の連絡先まで、電子メールにより送付（様式は問わない。）すること。なお、当日、事前配付した公募要領一式を持参すること。

〈連絡先〉

皇宮警察本部教養厚生課 厚生第一係

電話 03-3231-3115（内線 2764） 電子メール kigh1501@npa.go.jp

5 応募手続等

(1) 提出書類

応募を希望する者は、次の書類を提出すること。

ア 申請書（別記様式 1）

イ 国有財産使用料提案書（1 m²当たりの国有財産使用料、消費税分を除く。）
（別記様式 2）

ウ 誓約書（別記様式 3）

エ 役員名簿（別記様式 4）

オ 履歴事項全部証明書（発行日から 3 ヶ月以内）

カ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

キ 企画提案書

別紙「企画提案書記載要領」により 3 部作成提出すること。

(2) 作成の注意事項

ア 記載する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提出後の修正等（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

エ 提出書類の作成費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出先、期限

ア 応募者は、提出書類を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により、下記の申込先まで提出すること。

イ 期限は、直接又は郵便いずれも、令和8年11月6日（金）16時（必着）とする。

(4) 公募に関する質問

ア 質問事項がある場合、書面により下記の申込先まで電子メールにより送付（様式は問わない。）すること。

イ 内容により、公平・公正性の確保のため、回答できない場合がある。

ウ 回答は、個別の者に関する事項以外は、原則、説明会参加者全員に対して行う。

エ 質問の受付は、令和8年10月20日（火）12時までとする。

(5) 辞退

応募を辞退する場合は、辞退届（別記様式5）の提出及び公募要領等、配付した全ての書類を返却（郵送可）すること。

〈提出先〉

〒100-0001

東京都千代田区千代田1番3号 皇宮警察本部教養厚生課 厚生第一係

電話 03-3231-3115（内線2764） 電子メール kigh1501@npa.go.jp

6 応募資格の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

(1) 期限内に書類提出できなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(4) 著しく社会的信用を損なう等により、皇宮警察本部の関係施設での経営者としてふさわしくないと皇宮警察本部が判断した場合

7 設置経営を行う業者の決定方法及び通知等

(1) 決定方法

仕様書の履行条件を充足した応募者が提出した国有財産使用料提案書において、使用料予定価格以上で、最も高額な1㎡当たりの国有財産使用料を提案した者を1者決定する。（例えば、回収ボックスの設置ができないなど、履行条件が充足されない場合は失格となる。）

なお、使用許可の相手方となるべき価格で提案書を提出した者が2者以上いる場合は、くじ引きにより設置経営を行う者を決定する。くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該使用許可事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(2) 通知

決定後、参加者全員に通知する。

設置経営を行う者は、別途指示する「国有財産使用許可申請書」を速やかに提出すること。

8 その他

本業務において知り得た一切の内容は、皇宮警察本部の承諾を得ることなく他に口外しないこと。

別紙

企画提案書記載要領

1 記載内容（任意様式、用紙サイズA4版）

- (1) 販売価格
- (2) 取扱商品（種類・質）
- (3) 環境等への配慮
- (4) 災害対応
- (5) 社会貢献（犯罪被害者支援活動等への貢献）
- (6) 信頼性（実績・経営状況）
- (7) 上記項目以外のアピールポイント

2 添付書類

- (1) 決算書類（直近の貸借対照表及び収益計算書）
- (2) 納税証明書（直近の法人税、消費税）
- (3) 販売商品カタログ
- (4) 設置予定の自動販売機カタログ
- (5) 会社概要（任意様式、パンフレット可）

別記様式 1

申 請 書

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

電話

電子メール

皇宮警察本部関係施設における自動販売機の設置経営を行うことを希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

別記様式 2

国有財産使用料提案書

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

印

印

下記のとおり金額を提案します。

記

自動販売機の設置経営に関する仕様書に基づく、1平方メートル当たりの国有財産使用料（消費税相当分除く。）

百万	十万	万	千	百	十	一	
							元

※ 金額の頭に「¥」マークを付けてください。

※ 本様式は、封筒に入れ、封緘の上、提出してください。

別記様式3

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

内閣府所管国有財産部局長

皇 宮 警 察 本 部 長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

別記様式4

令和 年 月 日

[illegible]

別記様式 5

辞 退 届

令和 年 月 日

皇宮警察本部教養厚生課長 殿

所在地

商号又は名称

印

印

皇宮警察本部関係施設における自動販売機の設置経営について、下記の理由により公募を辞退します。

記

【辞退理由】